

主食用米の需要に応じた生産・販売

主食用米の需要に応じた生産・販売

－需給や価格を安定させるためには、「産地と実需者との間での安定取引の拡大」が重要です－

需要に基づかない生産にはリスクが伴います

需給緩和局面において、需要に基づかない生産が産地で行われていた場合、行き場の決まっていないコメは値下げ販売を余儀なくされるほか、他の産地の販売動向にも影響を与えてしまいます。

そうならないために

事前契約による安定取引の拡大が重要です

産地は、「は種前」、「複数年」などの事前契約に取り組むことによって需要を的確に捉えることができるほか、価格の安定化にもつなげることができます。



安定取引の実現のためには、**は種前に価格もセットで事前契約を行うことが重要です！**

事前契約を行うメリット

- | 産地 | 実需者 |
|--|--------------------------------------|
| ■ 相場変動リスクの回避（需給変動等による価格変動幅を一定程度に収めることができる） | ■ 求める品質・価格・量に応じたコメの安定的な仕入ができる |
| ■ 経営の見通しが立てられる（収穫前に販売先、販売量等の見通しが立てられる） | ■ 経営の見通しが立てられる（収穫前に仕入コスト等の見通しが立てられる） |
| ■ 経営の安定化（需給環境に左右されず、安定して販売先を確保できる） | ■ 経営の安定化（需給環境に左右されず、安定して仕入先を確保できる） |

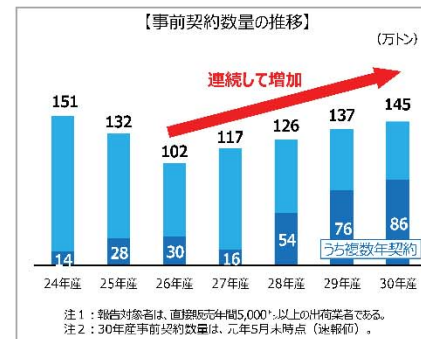
POINT

事前契約は、**全体の需給均衡を図りながら、実需者の需要に応じた生産を行う上で最も効果的な手段**であり、**農業者の経営の安定化のためにも産地の主体的な取組拡大が重要です。**

事前契約の取組が全国的に拡大しています

全国的にみると、事前契約数量は平成26年度以降から増加傾向にあります。産地別の取組状況には、バラツキがみられます。

産地別の事前契約の取組状況（平成29/30年度）

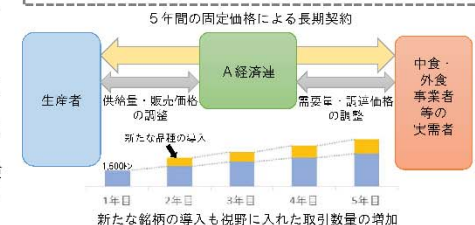


産地	前年比 ②/①	事前契約数量 (単位：千トン)	
		30年度	29年度
北海道	95%	174.6	183.1
青森	97%	52.4	54.1
岩手	101%	92.2	91.3
宮城	105%	124.3	118.7
秋田	202%	183.0	90.5
山形	104%	74.7	71.9
福島	104%	52.3	50.2
茨城	65%	16.0	24.5
栃木	113%	73.1	64.8
群馬	100%	0.1	0.1
埼玉	112%	9.2	8.2
千葉	37%	10.3	27.9
東京	-	-	-
神奈川	-	-	-
山梨	-	-	-
長野	119%	32.5	27.4
静岡	76%	1.9	2.5
新潟	96%	159.9	166.1
富山	106%	48.9	46.1
石川	94%	22.4	23.8
福井	122%	8.3	6.8
岐阜	66%	9.2	13.9
愛知	104%	15.1	14.5
三重	101%	20.0	19.8
滋賀	93%	40.0	43.0
京都	89%	7.1	8.0
大阪	-	-	-
兵庫	125%	12.5	10.0
奈良	-	-	-
和歌山	-	-	-
鳥取	106%	5.7	5.4
島根	98%	34.2	35.0
岡山	-	0.5	-
広島	104%	26.2	25.1
山口	111%	27.1	24.4
徳島	-	-	0.9
香川	116%	16.4	14.1
愛媛	467%	4.2	0.9
高知	95%	2.0	2.1
福岡	100%	33.0	32.9
佐賀	100%	26.2	26.3
長崎	175%	7.0	4.0
熊本	108%	17.1	15.8
大分	90%	5.3	5.9
宮崎	95%	8.2	8.6
鹿児島	-	-	-
沖縄	-	-	-
全国	106%	1,453	1,369

注 30年度事前契約数量は、元年5月末時点（速報値）。

取組事例（中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引）

- A経済連では、30年度からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年度から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、生産者サイドでは、次年度以降には新たな銘柄の導入や専用作付農地の集積などにより取引数量を増加させたいと考えている（開始初年度の契約数量は、1,500トン程度）。また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



以上を
踏まえ

翌年度以降の自産地の取り組みについて、他の産地に乗り遅れることのないよう事前契約の拡大を今一度検討してみませんか？

<お知らせ>

下記年月に公表した「米に関するマンスリーレポート」では、事前契約についての特集記事を掲載しております。

- ・ 平成30年4月号「事前契約の取組状況について」
- ・ 平成29年2月号「産地別の事前契約及び複数年契約数量の状況」

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の単価や助成体系を維持し、作付面積の増加にも対応して支援するとともに、産地交付金により、主食用米からの更なる転換の促進のための深堀支援を追加するなど、水田フル活用を推進します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（40%〔令和7年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔令和7年度まで〕）

※（ ）内は平成30年度補正後予算額

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

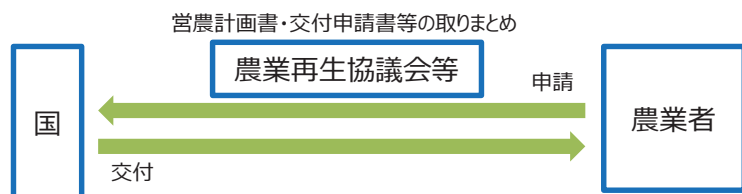
2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は県段階で支援内容を決定）。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

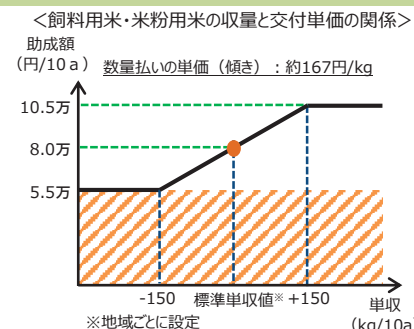
<事業の流れ>



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※飼料用とうもろこしを含む



産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物等	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種の取組	1.2万円/10a
そば、なたね	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
畑地化	交付対象水田からの除外	10.5万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

① 転換作物拡大加算（1.0万円/10a）

転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。

② 平成31年度緊急転換加算（5千円/10a）【新規】

令和元年度に限り、転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成30年度より減少した場合に、その面積に応じて配分。

③ 高収益作物等拡大加算（2.0万円/10a）【新規】

主食用米の面積が平成30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。
 ※高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

令和元年産における需要に応じた生産の推進策

【 平成30年度 】

① 転換作物拡大加算（1.0万円/10a）

- ・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米の面積が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。

【 令和元年度 】

① 転換作物拡大加算（1.0万円/10a）

- ・ 左記と同様の内容で継続支援。
〔 ②と合わせると、1.5万円/10a。 〕

② 平成31年度緊急転換加算（5千円/10a）（R1限り）

- ・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米の面積が30年度より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。

③ 高収益作物等拡大加算（2.0万円/10a）（新規）

- ・ 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米の面積が30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。ただし、平成30年産で高収益作物等を減少させた協議会は、令和元年産で当該減少面積の1/2以上に拡大させることが要件。

※高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

④ 産地交付金の県枠（1割以上）の設定・拡大（新規）

- ・ 当初配分のうち1割以上は、県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

⑤ 産地交付金の留保解除時の傾斜配分（新規）

- ・ 留保解除時に、各都道府県における転換作物の増減に応じて傾斜配分。

水田フル活用ビジョンについて（概要）

- これまでの産地資金の活用計画書を充実させ、「地域農業の設計図」として「水田フル活用ビジョン」を都道府県、地域農業再生協議会で作成。
- ビジョンでは、需要が期待できる非主食用米の作付目標や導入する技術など、今後3～5年間の水田活用の取組方針を記載。
 - ※ 平成26年度から「水田フル活用ビジョン」の作成が、産地交付金による支援の要件。
 - ※ 作成した「水田フル活用ビジョン」については、作成者によりホームページ等において公表。

<水田フル活用ビジョンの内容>

- 取組方針
 - ・ 作付の現状、地域が抱える課題
 - ・ 作物ごとの生産の取組方針（非主食用米の作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など）
 - ・ 作物ごとの作付予定面積
 - ・ 令和2年度の目標（作付面積、生産量等）
- 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等
 - ・ 支援対象となる品目、具体的な使途（取組内容）、支援単価
 - ・ 各使途ごとの3年後の取組面積の目標 等

都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、5月31日までに都道府県から国に提出

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

※ 集落営農の要件は、2要件（組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ 1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
 ※ 2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

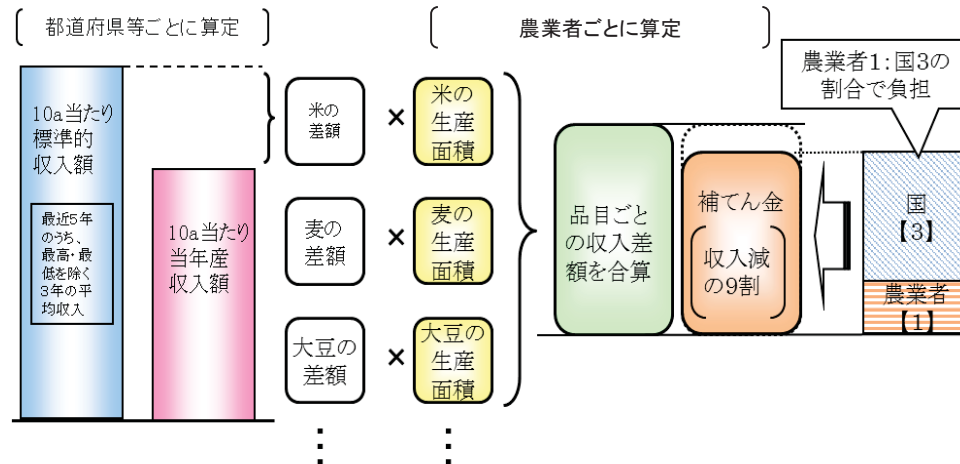
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 収入保険導入（平成31年1月）以降は、農業者は収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援します。

産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約や複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

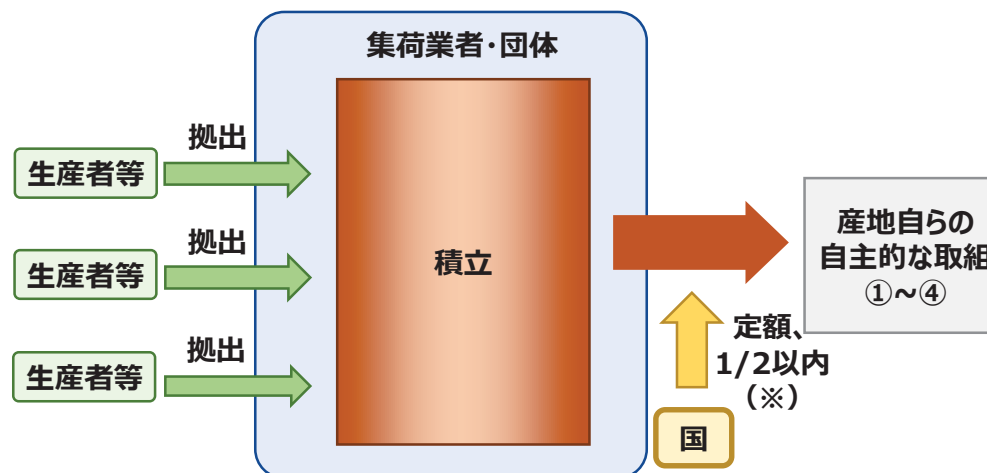
〔業務用米取引セミナー〕



〔展示商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



（※）値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

主食用米の需給安定の考え方について

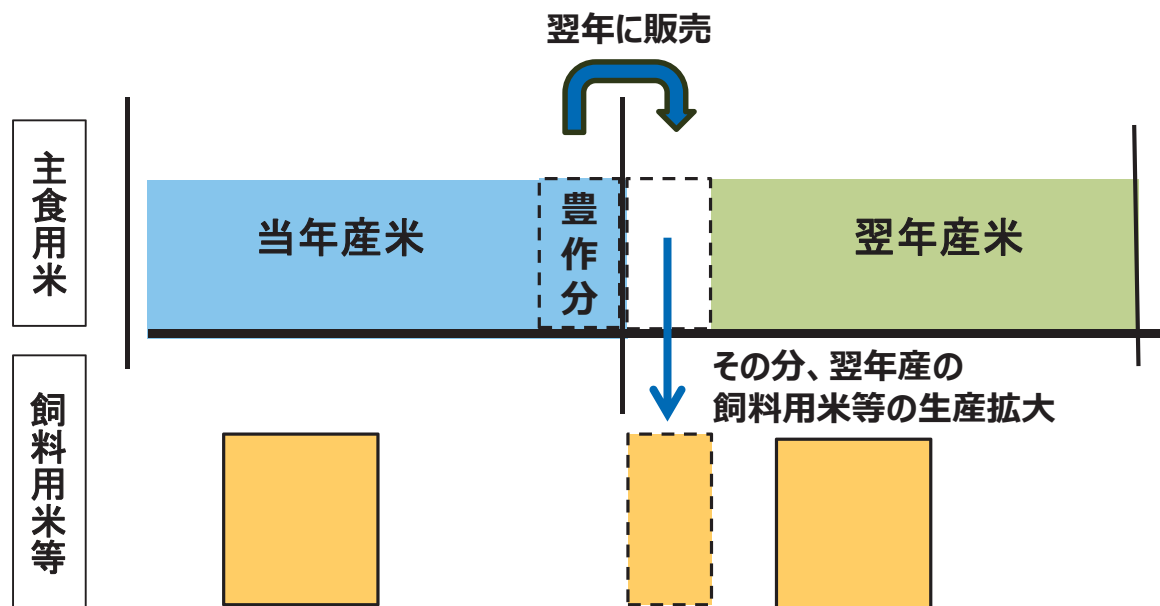
- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。

(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和元年度予算額 50億円 (50億円))

- 本事業を活用するための体制整備は35道府県の38事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(平成30年度においては24道県において活用。)

- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。

(水田活用の直接支払交付金：令和元年度予算額：3,215億円 (3,059億円))



(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

農業再生協議会について

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田フル活用ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田フル活用ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組（例：現地確認におけるタブレットの導入） など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)

- 各都道府県が翌年産に向け主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の翌年産に向けた取組について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

会議の概要

【開催時期】

- ・ 1月、4月、12月頃

【主な内容】

- ・ 国からの情報提供
(米の基本指針、中間的作付動向等)
- ・ 各県からの情報提供
(H30年産に向けた取組状況についての事例発表)

【参集範囲】

- ・ 各都道府県農業再生協議会
- ・ 全国団体(全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議、全米販等)

【出席者数】

H27. 12月 : 225名 H28. 4月 : 195名 H28. 11月 : 258名
H29. 4月 : 226名 H29. 12月 : 224名 H30. 1月 : 120名
H30. 4月 : 223名 H30. 11月 : 224名 H31. 1月 : 163名
H31. 4月 : 108名

生産現場への情報提供等

- 今後も、産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

【実施状況】

- ・ 都道府県等への情報提供
 - H28年産 : 延べ55県
 - H29年産 : 延べ42県
 - H30年産 : 延べ51県
 - R元年産 : 延べ99県 (R元年7月末現在)
- ・ 農業経営者との意見交換
 - H28年度 : 46県
 - H29年度 : 42県
 - H30年度 : 12県

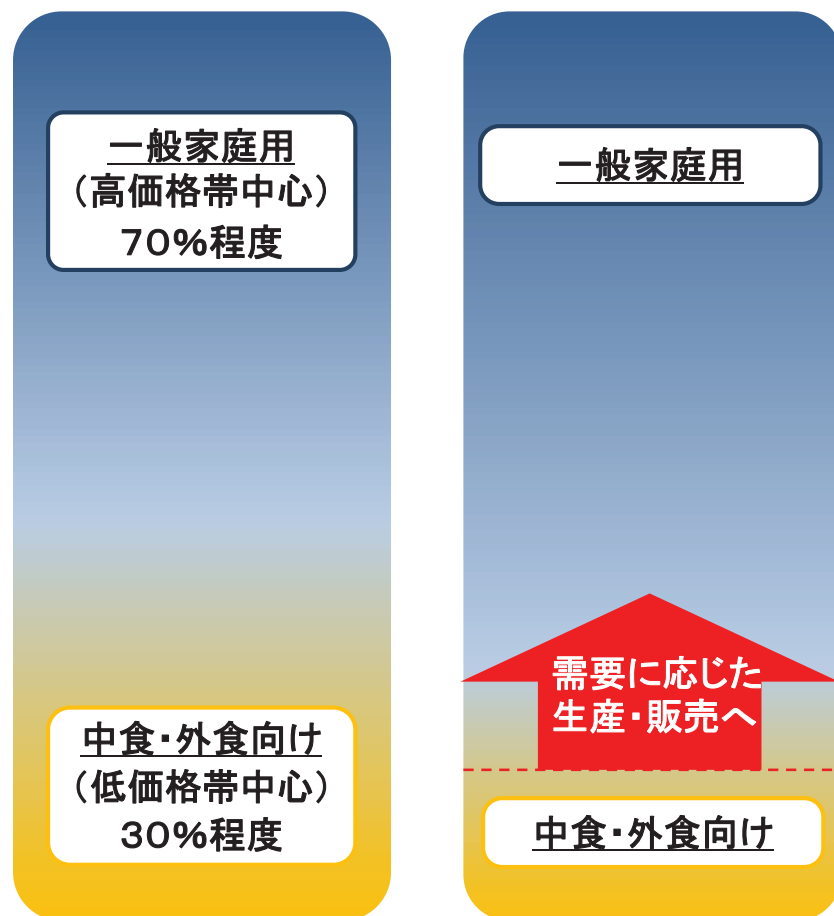
需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】



買い手の意向

産地の意向



平成30年産生産量：733万ト

○ 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。

○ 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



○ 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

（それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。）

－取組事例（A市B生産法人）－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種（あきだわら）の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)

- 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔平成29年7月から平成30年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量(約320万トン)のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。〕

販売先割合の推移(全国)

	27/28年	28/29年	29/30年
中食・外食向け	37%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	61%	61%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

27/28年			28/29年			29/30年		
1	栃木	67%	1	群馬	65%	1	群馬	69%
2	福島	64%	2	福島	65%	2	栃木	65%
3	岡山	60%	3	岡山	63%	3	福島	61%
4	山形	59%	4	栃木	63%	4	山口	59%
5	熊本	58%	5	宮城	57%	5	山形	53%
6	山口	57%	6	山口	56%	6	岡山	52%
7	群馬	56%	7	山形	55%	7	埼玉	50%
8	宮城	53%	8	佐賀	55%	8	宮城	47%
9	佐賀	50%	9	岩手	52%	9	青森	47%
10	香川	49%	10	青森	51%	10	岩手	47%

注：中食・外食向け販売量が、1,000ト未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合(上位20)

27/28年				28/29年				29/30年			
	産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合
1	山形	はえぬき	9%	1	宮城	ひとめぼれ	8%	1	宮城	ひとめぼれ	7%
2	宮城	ひとめぼれ	9%	2	山形	はえぬき	7%	2	山形	はえぬき	7%
3	栃木	コシヒカリ	7%	3	栃木	コシヒカリ	7%	3	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	4	北海道	ななつぼし	5%	4	北海道	ななつぼし	5%
5	茨城	コシヒカリ	4%	5	岩手	ひとめぼれ	5%	5	福島	コシヒカリ	4%
6	北海道	ななつぼし	4%	6	福島	コシヒカリ	4%	6	岩手	ひとめぼれ	4%
7	青森	まっしぐら	4%	7	茨城	コシヒカリ	4%	7	青森	まっしぐら	4%
8	岩手	ひとめぼれ	4%	8	青森	まっしぐら	4%	8	茨城	コシヒカリ	4%
9	秋田	あきたこまち	3%	9	秋田	あきたこまち	3%	9	新潟	コシヒカリ	3%
10	北海道	きらら397	2%	10	新潟	コシヒカリ	2%	10	秋田	あきたこまち	2%
11	新潟	コシヒカリ	2%	11	北海道	きらら397	2%	11	長野	コシヒカリ	2%
12	栃木	あさひの夢	1%	12	福島	ひとめぼれ	2%	12	福島	ひとめぼれ	2%
13	富山	コシヒカリ	1%	13	富山	コシヒカリ	2%	13	富山	コシヒカリ	2%
14	長野	コシヒカリ	1%	14	長野	コシヒカリ	1%	14	北海道	きらら397	1%
15	福島	ひとめぼれ	1%	15	北海道	ゆめぴりか	1%	15	北海道	ゆめぴりか	1%
16	青森	つがるロマン	1%	16	栃木	あさひの夢	1%	16	千葉	コシヒカリ	1%
17	千葉	ふさこがね	1%	17	石川	コシヒカリ	1%	17	栃木	あさひの夢	1%
18	秋田	ひとめぼれ	1%	18	千葉	コシヒカリ	1%	18	石川	コシヒカリ	1%
19	石川	コシヒカリ	1%	19	青森	つがるロマン	1%	19	青森	つがるロマン	1%
20	千葉	コシヒカリ	1%	20	新潟	こしいぶき	1%	20	群馬	あさひの夢	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

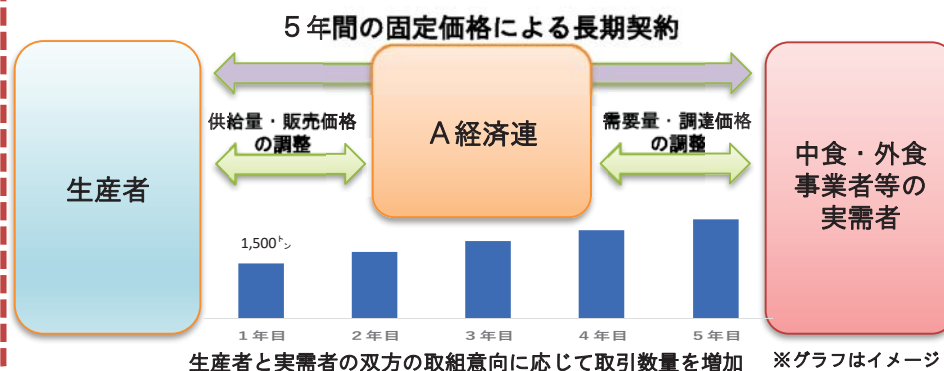
<当データを見る上での留意事項>

- 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- 中食事業者は、コンビニストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

(参考)中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

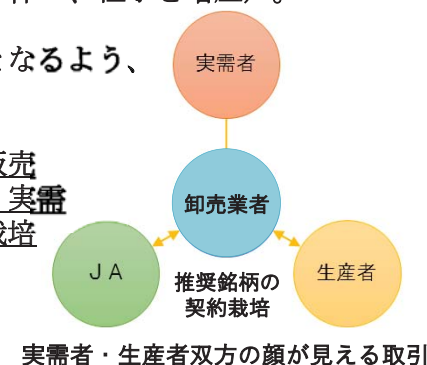
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができる
 など、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、自社が奨励する農研機構が開発した多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



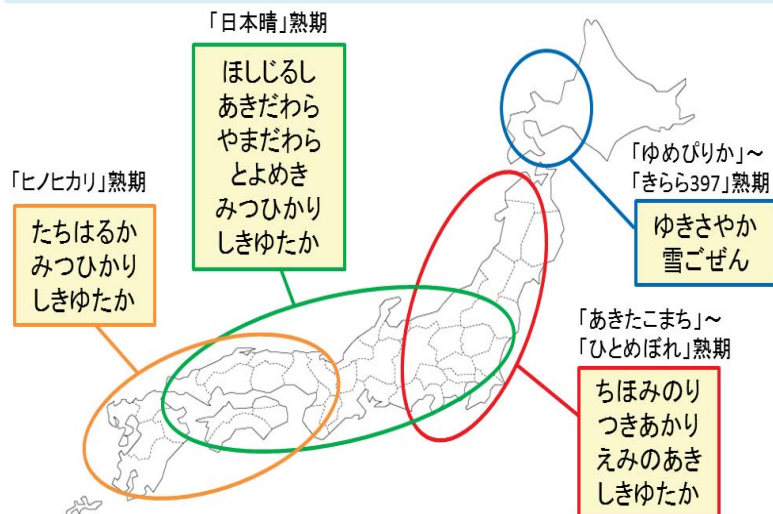
大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- ・一般品種との作期分散に有効な良食味品種。関東以西に対応。収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- ・多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
- ・うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- ・短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
- ・コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- ・やや高アミロース・低タンパクの中食・外食向け 多収米品種。
- ・耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- ・多収で直播栽培向きの良食味品種。
- ・炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- ・いもち病に強く、良食味の直播用品種。
- ・倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- ・「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
- ・生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

西日本・九州向け「たちはるか」

- ・耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト 直播栽培向き多収品種。
- ・いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- ・やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。
- ・耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部、北陸、関東以西向け「つきあかり」

- ・早生で多収の極良食味品種。
- ・ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以西向け「ほしじるし」

- ・二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の良食味品種。
- ・倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

関東・北陸以西向け「やまだわら」

- ・極多収で粘りが弱い中生の業務・加工用品種。
- ・冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

東北南部以西向け「とよめき」

- ・極多収で粘りが弱い早生の業務・加工用品種。
- ・冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

上記品種の利用許諾や種苗入手先についての問い合わせ先：

(国研) 農研機構 連携広報部 知的財産課 種苗チーム

Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905

<http://www.naro.affrc.go.jp/patent/breed/list/index.html>